

追加議案第4号

市長等の給与に関する条例及び大田原市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市長等の給与に関する条例及び大田原市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年6月20日提出

大田原市長 津久井 富雄

市長等の給与に関する条例及び大田原市教育委員会教育長の給与等に関する条例
の一部を改正する条例

(市長等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 市長等の給与に関する条例（昭和31年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

11 第7項の規定にかかわらず、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの期間に限り、第2条に規定する副市長の給料月額適用については、同条に規定する額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。

(大田原市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 大田原市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和31年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

8 第6項の規定にかかわらず、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの期間に限り、第2条の適用については、同条に規定する額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。